

令和7年第3回取手市議会定例会 議案概要

議 案：	8 件	条例の制定	1 件
		条例の一部改正	1 件
		町の区域の変更	1 件
		令和7年度補正予算	5 件
報 告：	2 件	財政健全化判断比率報告	1 件
		債権の放棄	1 件
認 定：	7 件	令和6年度決算の認定	7 件
同意案：	3 件	公平委員会委員の選任同意	3 件
諮 問：	5 件	人権擁護委員の推薦	5 件

議案第40号

取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について（保育課）

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が創設されました。

本条例は、乳児等通園支援事業に係る市長の認可基準を定めるもので、事業を実施するに当たっての設備及び運営に関する最低基準について規定しています。

事業の認可申請は、令和7年度中から受付を開始し、こども誰でも通園制度の運用開始は、令和8年度からを予定しています。

条例で定める主な事項

- ・ 事業を実施する者の一般原則
- ・ 安全計画の策定
- ・ 虐待等の防止
- ・ 衛生管理等
- ・ 食事
- ・ 施設及び職員に関する基準

議案第41号

取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について (指導課)

文部科学省が策定している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態（以下「重大事態」といいます。）の調査のうち不登校重大事態に係る調査に関し、学校主体での調査について明確化するため、本条例の一部を改正するものです。

この改正にあわせて、学校主体での調査を行う場合には、本条例により設置されている第三者委員会としての調査組織である「取手市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」といいます。）に学校主体調査についての意見を事前に聴くこと、調査の結果を事後に専門委員会に報告することや、専門委員会の部会及び臨時委員などについても規定を整備します。

※ 不登校重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に掲げる場合をいいます。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

議案第42号

町の区域の変更について（区画整理課）

取手駅北土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域を変更するため、議会の議決を求めるものです。

今回変更が生じるのは、事業施行地区内の、白山一丁目、新町二丁目、中央町、井野一丁目、新町一丁目のそれぞれ一部の区域です。

※ 「町」（ちょう／まち）とは、市区町村の区域内に設定される区域で、土地の登記簿における土地の所在地や、住民票における住所などを示すために用いられます。取手市においては、今回変更が生じる町を含め、全部で130の町があります。

議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は、12億9,377万8千円の増額で、
補正後の予算総額は、524億7,769万2千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,293,778	127,820	32,600	4,160	1,129,198

2 歳出予算の主な補正内容

1) とりでっ子応援ギフトカード給付事業 …8,967万1千円

エネルギー価格の高騰や、物価高騰に対する市民生活支援として、高校生以下の子どもがいる子育て世帯に対して、子ども1人あたり6,000円のギフトカードを支給します。

【対象者の要件】

取手市に住民登録があり、平成19年4月2日以降に出生した子ども

【支給額】

対象者1人につきVisaギフトカード1枚6,000円分

※ カード有効期限：R9.12月末

【対象者数及び世帯数の見込み】

12,700人、7,700世帯

【スケジュール】

令和7年11月頃～ 対象者のいる世帯へギフトカードを発送（簡易書留）

令和8年1月頃～ ギフトカード未達者へ受取勧奨通知を発送（普通郵便）

※ 以降は、令和8年2月までこども政策課窓口にて交付

2) 安全安心なまちと未来を見据えた環境整備 …3,264万1千円

■戸頭消防署非常用発電機改修工事 …2,900万円

点検により発電不良が判明した戸頭消防署の非常用発電機の改修について、昨年度から実施設計を行い工事費用が確定したことから、工事にかかる所要額を計上します。

■Jアラート受信機の更新 …364万1千円

安全安心対策課内に設置されている全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機について、受信機の更新を行うよう国から通知があったことから、新型受信機を導入

するものです。

3) その他の歳出補正のうち主なもの

■小学校口腔衛生推進事業 …155 万 8 千円

茨城県が推進しているフッ化物洗口事業について、取手市においても取手小学校、藤代小学校の 2 校をモデル校として実施します。

※フッ化物洗口… 一定濃度のフッ化ナトリウム溶液で 1 分間ブクブクうがいをする
ることにより、虫歯を予防するもの

【対象学年】

小学校 1 年生～3 年生の児童

【スケジュール】

令和 7 年 12 月 保護者向け説明会開催

令和 8 年 1 月～ フッ化物洗口開始

■過年度国庫支出金等過誤納返還金 …1 億 4,400 万円増

令和 6 年度における国庫の負担金や補助金の実績額が確定したことなどにより、既
交付額のうち超過分を返還します。

<主な返還金>

(単位：千円)

負担金・補助金の名称	返還予定額
子どものための教育・保育給付費負担金	49,011
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	37,069
新型コロナウイルスワクチン助成金	15,314
子ども・子育て支援交付金	8,933
生活保護費負担金（介護扶助費等）	8,878

3 歳入予算の主な補正内容

1) 国庫支出金

■物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）…8,205 万 7 千円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対応するため、地方公共団体が実施する物
価高騰対策の財源として交付される国の補助金です。昨年度、国から交付限度額が示
された分の残額 4,320 万円と、今年度新たに国から措置された分 3,885 万 7 千円を活
用し、とりでっ子応援ギフトカード給付事業を実施します。

【今回計上額の内訳】 (単位：千円)

R6. 12. 17 配分額	223,200	
R7. 3 月補正計上額	180,000	
残額	43,200	合計
R7. 5. 27 配分額	38,857	82,057

■前年度の国庫負担金の精算により追加交付されるもの

- ・生活保護費負担金(過年度) …1,535 万 4 千円
- ・自立支援給付費負担金(過年度) …1,136 万 1 千円
- ・障害児入所給付費等負担金(過年度) …1,043 万 6 千円

2) 地方債

■緊急防災・減災事業債 …3,260 万円増

今回の補正予算に計上する戸頭消防署非常用発電機改修工事・Jアラート受信機更新の財源として計上する地方債

3) 一般財源

■普通交付税、地方特例交付金の決定及び前年度繰越金の確定

<各増減>

(単位：千円)

区分	決定額 (A)	当初予算 (B)	増減 (A)-(B)
普通交付税	8,836,103	8,360,000	476,103
地方特例交付金	93,021	85,000	8,021
R6 年度からの繰越金	1,469,049	500,000	969,049
合計	10,398,173	8,945,000	1,453,173

■繰越金の各基金への積立、財政調整基金繰入金の減額

前年度繰越金(普通会計)増額分の 1/2 である 4 億 8,836 万 3 千円を財政調整基金へ積み立てます。また、減債基金へ 2 億円、公共施設整備基金へ 2 億円、学校施設整備基金へ 1 億円の積立を行うほか、今回の補正の財源調整により、財政調整基金に 4 億 4,805 万 1 千円を繰り戻します。

4) 主な基金の状況

<各種基金の増減と現在高>

(単位：千円)

基金	補正前残高	繰入額	積立額	補正後残高
財政調整基金	2,281,883	▲448,051	488,363	3,218,297
減債基金	1,256,320		200,000	1,456,320
公共施設整備基金	1,099,558	4,160	200,000	1,295,398
学校施設整備基金	436,660		100,000	536,660
ふるさと取手応援基金	2,004,570	18,777	20,386	2,006,179

議案第 4 4 号

令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算総額に 1,500 万円を増額します。

歳入の補正内容は、前年度繰越金が 622 万 5 千円、一般会計からの繰入金が 877 万 5 千円の増額となります。

歳出の補正内容は、取手駅北地区建築物整備事業において取手駅西口 A 街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料 1,500 万円を増額したほか、前年度繰越金による人件費の財源充当の変更を行います。

■取手駅西口 A 街区複合公共施設基本計画策定等支援業務委託料 …1,500 万円

取手駅西口 A 街区地区の再開発ビル内に整備予定の、図書館を核とした複合公共施設について、市民等の意見を反映した施設の整備計画や管理運営計画の検討を進めるため、専門的な知識を有する事業者の基本計画の策定等支援業務を委託します。

【主な委託内容】

- ・市民アンケート、中高生や図書館利用者を対象としたアンケート、ワークショップ等の実施
- ・庁内関係部署、市内図書館で働く方やボランティア団体へのヒアリング等の実施
- ・市民等の意見を踏まえた施設整備計画、管理運営計画、施設における市民サービス内容の検討
- ・利用者及び管理者動線、各諸室や機能等の繋がり、I C T 機器の導入や魅力的な配架の考え方等の検討

議案第 4 5 号 令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算総額に 5 億 6,444 万 8 千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が 5 億 6,096 万円、特別交付金が 348 万 8 千円の増額となります。

歳出の主な補正内容は、国保財政調整基金積立金が 5 億 4,282 万 6 千円、令和 6 年度の国民健康保険事業特別会計精算による一般会計への繰出金が 2,024 万 9 千円の増額となります。

また、令和 8 年度より医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する仕組みが開始されることに伴い、システム改修を実施することから、そのために国から交付される歳入 49 万 5 千円を増額し、財源充当の変更を行います。（補助率：国 10/10）

議案第46号 令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に2,465万2千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が2,443万2千円の増額となります。

歳出の主な補正内容は、令和6年度の後期高齢者医療特別会計精算による一般会計への繰出金が2,443万2千円の増額となります。

また、令和8年度より医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する仕組みが開始されるに伴い、システム改修を実施することから、歳入・歳出をそれぞれ22万円増額します。（補助率：国10/10）

議案第47号 令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）

既定の歳入歳出予算総額に5,818万1千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が2億3,356万4千円の増額、令和6年度介護給付費負担金、介護予防・日常生活支援総合事業交付金等が合計1,189万8千円の増額、介護給付費準備基金繰入金が1億8,728万1千円の減額となります。

歳出の主な補正内容は、介護給付費準備基金積立金が549万8千円の増額、令和6年度の介護保険特別会計精算による一般会計への繰出金5,268万3千円の増額となります。

報告第7号 令和6年度取手市健全化判断比率について

比率の状況（速報値）

項目	令和6年度		令和5年度	
	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準	取手市 健全化判断比率	早期健全化 基準
実質赤字比率	—	12.05%	—	12.08%
連結実質赤字比率	—	17.05%	—	17.08%
実質公債費比率	7.0%	25.0%	7.1%	25.0%
将来負担比率	9.4%	350.0%	9.3%	350.0%

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、令和6年度の健全化判断比率4指標の数値について報告するものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれにつきましても、早期健全化基準には該当しない結果となりました。

全ての会計が黒字のため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率については、令和 6 年度決算では 7.0%となり、前年度の 7.1%から 0.1 ポイント減少しました。将来負担比率については、令和 6 年度決算では 9.4%となり、前年度の 9.3%から 0.1 ポイント増加しました。

報告第 8 号 債権の放棄について（保健センター）

取手市債権管理条例の規定に基づき、放棄した市の債権を報告するものです。

- ・ 新型コロナワクチン接種費返還金

認定第 1 号から認定第 7 号まで 令和 6 年度取手市各会計決算の認定について

認定第 1 号から認定第 7 号まで（令和 6 年度取手市各会計決算）の内訳

- 認定第 1 号 取手市一般会計決算の認定について
- 認定第 2 号 取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第 3 号 取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 認定第 4 号 取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第 5 号 取手市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第 6 号 取手市競輪事業特別会計決算の認定について
- 認定第 7 号 取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

※ 詳細については、8 月 26 日（火）の議案送付日に、令和 6 年度の決算書と決算報告書を配布させていただきます。

同意案第 18 号から同意案第 20 号まで 取手地方公平委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

令和 3 年 10 月 1 日付けで就任した次の 3 人の委員の任期が本年 9 月 30 日でいずれも満了することに伴い、引き続き各委員を取手地方公平委員会委員（任期 4 年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

- ① 同意案第 18 号 大峰 芳樹（おおみね よしき）氏 ※ 現在 3 期目
- ② 同意案第 19 号 坂上 雅弘（さかがみ まさひろ）氏 ※ 現在 2 期目
- ③ 同意案第 20 号 染谷 隆（そめや たかし）氏 ※ 現在 1 期目

※ 取手地方公平委員会は、次の市町及び一部事務組合で構成されています。

取手市・守谷市・利根町・取手地方広域下水道組合・取手市外2市火葬場組合・
利根川水系県南水防事務組合・常総地方広域市町村圏事務組合

諮問第2号から第6号まで

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和5年1月1日付けで就任した次の5人の委員の任期が本年12月31日でいずれも満了することに伴い、引き続き各委員を人権擁護委員（任期3年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。

- | | | | | |
|---|-------|-----------------|---|-------|
| ① | 諮問第2号 | 松浦 勉（まつうら つとむ）氏 | ※ | 現在3期目 |
| ② | 諮問第3号 | 色川 昇（いろかわ のぼる）氏 | ※ | 現在3期目 |
| ③ | 諮問第4号 | 日高 栄子（ひだか えいこ）氏 | ※ | 現在1期目 |
| ④ | 諮問第5号 | 戸部 明彦（とべ あきひこ）氏 | ※ | 現在1期目 |
| ⑤ | 諮問第6号 | 廣瀬 智子（ひろせ ともこ）氏 | ※ | 現在1期目 |